

# 個人情報保護に関する基本方針

## 第 1 章 総 則

### (目的及び適用範囲)

#### 第 1 条

- 1 本規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるものである。但し、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）に関しては、別途定めるところに従うものとする。
- 2 本規程は、日本協会の全ての役員及び従業員等（次条において定義する。）に適用する。また、従業員等は、退職後においても、在職中に取得・アクセスした個人情報については、本規程に従って取り扱うものとする。

### (定義)

#### 第 2 条

本規程において、各用語の定義は次のとおりとする。なお、この規程において明示的に定義されている用語以外の用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に定めるところに従う。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - ② 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
  - ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
  - ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的

方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (3) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
- ① 特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - ② 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- (5) 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。但し、次に掲げる者を除く。
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。）
  - ④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）
- (6) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (7) 「保有個人データ」とは、日本協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの 以外のものをいう。
- (8) 「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- ① 第 2 条(1)-①に該当する個人情報  
当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元

することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

② 第2条-(1)-②に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(9) 「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

① 第2条(1)-①に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

② 第2条-(1)-②に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(10) 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

(11) 「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（以下「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。但し、第5号①乃至④に掲げる者を除く。

(12) 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(13) 「従業員等」とは、日本協会の組織内にあつて直接又は間接に日本協会 の指揮監督を受けて日本協会 の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、アルバイト社員等）のみならず、派遣社員も含まれる。

(14) 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）をいう。

(15) 「規則」とは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）をいう。

## 第 2 章 個人情報の取扱い

### 第 1 節 個人情報の取得・保有等

#### (利用目的の特定)

##### 第 3 条

- 1 日本協会は、個人情報の保有に当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 日本協会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### (利用目的による制限)

##### 第 4 条

- 1 日本協会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 日本協会は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく場合。
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (5) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者（以下「学術研究機関等」という。）に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

### (不適正利用禁止)

#### 第5条

日本協会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

### (利用目的の通知等)

#### 第6条

- 1 日本協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 日本協会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。但し、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 日本協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより日本協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

### (適正な取得)

#### 第7条

- 1 日本協会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 日本協会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
  - (1) 法令に基づく場合。
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（日本協会と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第 57 条 第 1 項各号に掲げる者その他 規則で定める者により公開されている場合。
- (7) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合。
- (8) 第 11 条第 5 項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

#### (データ内容の正確性の確保等)

### 第 8 条

日本協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

#### (安全管理措置)

### 第 9 条

日本協会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (情報漏えい事案等への対応)

### 第 10 条

- 1 日本協会は、次に掲げる漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の事案が発生した場合、規則に定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会へ報告及び本人へ通知をしなければならない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保

護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態。

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態。
  - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある日本協会に対する行為による個人データ（日本協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態。
  - (4) 個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態。
- 2 日本協会が、委託に基づき個人データを取り扱っている場合において前項各号の事案が発生したときには、日本協会は、直ちに委託元に対して規則に定めるところにより報告しなければならない。

## 第 2 節 第三者提供の制限

### (第三者提供の制限)

#### 第 11 条

- 1 日本協会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
  - (1) 法令に基づく場合。
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 日本協会は、第三者に提供される個人データ について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、 あらかじめ、本人に通

知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。但し、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第7条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）の氏名
  - (2) 第三者への提供を利用目的とすること
  - (3) 第三者に提供される個人データの項目
  - (4) 第三者に提供される個人データの取得方法
  - (5) 第三者への提供の方法
  - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
  - (7) 本人の求めを受け付ける方法
  - (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして規則で定める事項
- 3 日本協会は、前項第1号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 第2項及び前項における「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とは、以下の措置を講ずることをいう。
- (1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
  - (2) 本人が第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 日本協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合。
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
  - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する

者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 6 日本協会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

#### (外国にある第三者への提供の制限)

### 第12条

- 1 日本協会は、外国にある第三者に個人データを提供する場合、以下のいずれかを満たさなければならない。但し、第11条第1項各号に該当する場合はこれに限らない。
- (1) あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意がある場合。
  - (2) 個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供をする場合。
  - (3) 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として規則で定める国・地域にある第三者への提供をする場合。
- 2 日本協会は、前項第1号によって外国にある第三者に個人データを提供する場合は、あらかじめ、個人情報保護法の定めるところによって、次に掲げる事項について、当該本人に必要な情報を提供しなければならない。
- (1) 当該外国の名称
  - (2) 当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
  - (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
  - (4) 前各号に定める事項が特定できない場合、その旨及びその理由
  - (5) 前号に該当する場合であって、第1号から第3号の事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報
  - (6) 前2号に該当する場合であって、情報提供できない場合には、前2号に定める事項に代えて、その旨及びその理由
- 3 日本協会は、第1項第2号によって外国にある第三者に個人データを提供する場合には、あらかじめ、個人情報保護法の定めるところによって、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。
- (1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容について、適切かつ合理的な方法による定期的な確認

- (2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供の停止
  - (3) 本人の求めを受けた場合には、情報提供することにより日本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、遅滞なく、以下の情報を提供しなければならない。
    - ① 当該第三者による体制の整備の方法
    - ② 当該第三者が実施する相当措置の概要
    - ③ 第①号による確認の頻度及び方法
    - ④ 当該外国の名称
    - ⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
    - ⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
    - ⑦ 前号の支障に関して、第②号により講ずる措置の概要
- 4 日本協会は、前項第3号で、本人の求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対して、遅滞なく、その旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。

#### (第三者へ提供する際の記録)

#### 第13条

- 1 日本協会は、個人データを第三者に提供したときは、規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。但し、当該個人データの提供が第11条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 2 日本協会は、前項の記録を、以下の場合に依じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。
  - (1) 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合：最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
  - (2) 個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合：最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
  - (3) 前二号以外の場合：当該記録を作成した日から3年間

#### (第三者提供を受ける際の確認及び記録)

#### 第14条

- 1 日本協会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。但し、当該個人データの

提供が第 11 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 日本協会は、第 1 項の規定による確認を行ったときは、規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 日本協会は、前項の記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。
- (1) 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合：最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間
  - (2) 個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合：最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して 3 年を経過する日までの間
  - (3) 前二号以外の場合：当該記録を作成した日から 3 年間

#### (個人関連情報の第三者提供の制限等)

#### 第 15 条

- 1 日本協会は第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 11 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。
- (1) 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること
  - (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第 12 条第 3 項の規定は、前項の規定により日本協会が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第 2 項から第 3 項までの規定は、第 1 項の規定により日本協会が確認する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

### 第 3 章 保有個人データの開示等及び苦情処理

#### (個人情報保護窓口の設置等)

#### 第 16 条

日本協会における保有個人データの開示請求、訂正等請求、利用停止等請求及びその他相談等に関するお問い合わせ先は、以下のとおりとする。

事業所の住所 東京都港区南青山 1 丁目 1 - 1 新青山ビル東館 5 階

事業所名 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会

電話番号 03-3401-3321

#### (保有個人データに関する事項の公表等)

#### 第 17 条

- 1 日本協会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
  - (1) 日本協会の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 全ての保有個人データの利用目的（第 6 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。）
  - (3) 次項の規定による求め 又は次条第 1 項、第 19 条第 1 項若しくは第 20 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に応じる手続（第 22 条第 2 項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
  - (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
  - (5) 日本協会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 日本協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合。
  - (2) 第 6 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合。
- 3 日本協会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

#### (保有個人データの開示)

#### 第 18 条

- 1 日本協会は、本人による個人データの開示請求を受けたときは、本人に対し、本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。但し、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
  - (2) 日本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合。
- 2 日本協会は、本人からの請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項の規定は、適用しない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第13条第1項及び第14条第3項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第22条第2項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

#### (保有個人データの訂正等)

### 第19条

- 1 日本協会は、本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 2 日本協会は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

#### (保有個人データの利用停止等)

## 第20条

- 1 日本協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第4条若しくは第5条の規定に違反して取り扱われていること又は第7条の規定に違反して取得されたことという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去（以下、本条において「利用停止等」という。）に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。但し、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 2 日本協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第11条第1項又は第12条の規定に違反して第三者に提供されていることという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。但し、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 日本協会は、当該本人が識別される保有個人データを日本協会が利用する必要がなくなったこと、当該本人が識別される保有個人データに係る第10条第3項に規定する事態が生じたことその他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあることを理由に、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。但し、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 日本協会は、第1項若しくは第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第2項若しくは第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

### (理由の説明)

#### 第 21 条

日本協会は、第 17 条第 3 項、第 18 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 19 条第 2 項又は前条第 4 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

### (開示等の請求に応じる手続)

#### 第 22 条

- 1 日本協会は、第 17 条第 2 項の規定による求め又は第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項若しくは前条第 1 項、3 項若しくは第 4 項の規定による請求（以下「開示等の請求」という。）に関して、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法として権利を行使するための具体的な方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。
- 2 日本協会は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、日本協会は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 日本協会は、開示等の請求等が、個人情報保護法で定めるところにより、代理人によって行われた場合にも、当該開示等の請求等を受け付けるものとする。
- 4 日本協会は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。
- 5 日本協会は、第 17 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 18 条第 1 項の規定による開示の請求を受けたときに手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

### (苦情処理)

#### 第 23 条

- 1 日本協会は、日本協会における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 日本協会は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

## 第 4 章 個人データの委託の取扱い

### (委託先における安全管理措置)

#### 第 24 条

- 1 日本協会は、個人データの全部又は一部を委託する場合は、日本協会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 2 前項の「必要かつ適切な監督」には、次に掲げる事項が含まれる。
  - (1) 委託先の適切な選定
  - (2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
  - (3) 委託先における個人データの取扱状況の把握

## 第 5 章 仮名加工情報及び匿名加工情報

### (仮名加工情報の作成及び取扱い)

#### 第 25 条

- 1 日本協会は、仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして規則で定める基準に従い、個人情報的加工しなければならない。
- 2 日本協会は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 日本協会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 日本協会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者による信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 日本協会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。

### (匿名加工情報の取扱い)

#### 第 26 条

- 1 日本協会は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規

則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 日本協会は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 日本協会は、匿名加工情報を作成したときは、規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 日本協会は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 日本協会は、当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 日本協会は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

## 附 則

この規程は、2019年11月13日から施行する。

以上

2005年3月1日	施行
2013年4月1日	改正
2019年11月13日	改正
2021年9月15日	改正
2026年2月18日	改正